

# 知事意見

「(仮称)大泉電池工場建設事業に係る環境影響評価準備書」に対する意見について

令和7年9月18日

## 1 大気環境

- (1) 準備書121ページ表3.4-6「大泉町、太田市及び邑楽町における特定工場等の騒音規制基準値」について、騒音規制基準値は、太田市については太田市告示第142号(平成19年4月1日)により定められているため、内容を確認し、確認した資料名を追加すること。
- (2) 準備書252～260ページの大気質の予測、評価において、工事による影響であれば、資材等の運搬と重機の稼働は同時期に影響があると考えられるが、それぞれ別の予測となっているため、合算して予測すべきである。また、供用による影響についても自動車交通の発生と施設の稼働は合算すべきである。
- (3) 準備書302ページ表8.3-20「資材等の運搬車両の走行に伴う騒音の評価の結果」について、環境基準を超えている値が1dBであっても十分な配慮を行うこと。
- (4) 準備書345ページの表8.5-8「設備機器の低周波音圧レベル(1/3オクターブバンド平坦特性)」について、20～30Hz帯で構造振動が出てくる可能性があるため、設備設置をする際に動吸振器型の導入を検討すること。
- (5) 準備書(概要版)26ページ表3-1(2)「県民等意見の概要及び事業者の見解」No.4及び29ページ表4-1(1)「知事の意見の概要及び事業者の見解」1大気環境(2)について、工場建屋の高さは25～27mであり、壁面からの低周波音が発生した場合を鑑みると、防音壁のみでの効果は充分でないと考えられるため、高さのある樹木を配置し、低周波音の低減効果並びに緑化環境を整えること。
- (6) 準備書(概要版)41ページ「6.1大気質」の調査結果について、準備書167ページ図7.1-1「現地調査地点(大気質)」に相当する図を掲載すること。
- (7) 2階に設置予定のコンプレッサー36台は、低周波騒音の原因となる可能性があるため、十分な配慮を行うこと。

## 2 水環境

- (1) 準備書22ページ「(4)水質 2)供用後」について、集中豪雨(例1時間100mm程度)が発生した場合を想定した設計を検討すること。
- (2) 準備書49ページ表3.2-21(1)～(2)、50ページ表3.2-22(1)、51ページ表3.2-22(2)の各「水質測定結果」について、令和4年度(令和7年4月閲覧)データになっているが、令和5年度の水質結果が5月8日に公表されているため、確認すること。

- (3) 準備書162ページ表6.2-2(2)「環境影響評価項目の選定理由」の「現時点の事業計画では排水はない」について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）で規制されているPFAS類を排水しないこと自体が配慮であるという考え方であれば、評価書ではその旨がわかるような記載を検討すること。

### 3 地盤環境

- (1) 準備書142ページ図3.4-2「浸水想定区域位置図」について、造成（盛り土）の影響を踏まえた想定区域を記載すること。
- (2) 準備書（概要版）17ページ図2.4-2「杭及び地質想定断面図」について、支持層の確保が難しい土地であると考えられるため、最良の方法をとること。
- (3) スクリューで掘削をする場合、文化財の高さが2～3mに多いため、出てきた残土をよく調べ、文化財が出てきた場合は適切な対応をすること。
- (4) 自動車と電池は精密機械であるため、工場そのものを土台からしっかりと設計すること。あわせて、環境に配慮した工場を設計すること。
- (5) 準備書67ページ「3) 土壤汚染①土壤汚染の状況に」について、令和5年度のダイオキシン類常時監視結果を令和6年12月に公表しているため、確認すること。また、表3.2-35「土壤汚染対策法に基づく指定区域」について、「土壤汚染対策法に基づく区域指定状況」（令和7年3月31日現在、群馬県環境森林部ホームページ）と記載されているが、本文中に「土壤汚染対策法に基づく区域指定状況」（令和6年2月、群馬県ホームページ）と記載されているため、確認・修正すること。
- (6) 開発許可の完了検査後に今回の工場建設事業に伴い、盛土規制法の許可対象規模となる盛土等を行う場合、盛土規制法の許可が別途必要となるため、留意すること。

### 4 生物環境

- (1) 準備書6ページ図2.3-1「配置図」及び準備書14ページ図2.3-9「緑化計画図」について、排水の影響が出ないよう配慮し、影響が出る可能性があるものはビオトープに移植できるようにすること。また、ビオトープは管理が必要なため、管理計画をよく考えること。
- (2) 準備書11ページ「(7)の緑化計画」について、本計画地は生物相が豊かな水田環境があったと推測され、絶滅危惧種に指定されている種も生息していたと考えられるため、ビオトープを造るにあたっては、周辺に生息する動植物の保全に活かせるような形とすること。
- (3) 準備書383ページ表8.7-7「水生植物の現地調査結果」について、排水路は県内の水生植物にとって貴重な水域となっているため、供用後の施設からの排水による水質悪化への対応について、十分な対策を行うこと。
- (4) 準備書389ページ表8.7-11「注目すべき種（水生植物）の生態的特徴と確認状況」について、ササバモは個体数の変動が不安定な種なため、個体数に加えて分布地における生育面積を示すこと。
- (5) 準備書422ページ表8.8-18(4)～(6)「注目すべき種の影響予測結果（鳥類）」について、「予想結果が整合を図るべき基準等と整合が図られており・・・」「以上のことから、生息環境の変

化の程度は小さく、影響は少ないと予想される」の記載が繰り返されているが、説得力がないため、わかりやすい記載を検討すること。

- (6) 緑地の植栽に関し、生物多様性の確保のため、潜在自然植生に配慮すること。
- (7) 計画地周辺は本来の東毛の自然が残されており、北側にある「溜め池」は工場内に創生するビオトープの参考になる。「周辺の環境に配慮」が実践されるよう配慮すること。

## 5 人と自然との触れ合い

- (1) 準備書6ページ図2.3-1「配置図」について、容積率、建蔽率を示すこと。また、指定容積率の制限以下であるか確認すること。
- (2) 準備書7ページ図2.3-2「立面図」について、建物の壁面の色、植樹の入った図面を別途作成すること。また、防音壁の入った立面図も掲載すること。
- (3) 準備書154ページ表5-1(4)「知事の意見の概要及び事業者の見解」の「人と自然との触れ合いについて(3)」について、造成工事で埋蔵文化財調査が不要となっている場合がある。工事前及び工事中に土器・石器・埴輪などが出土して、新たな遺跡が発見された場合は、大泉町教育委員会生涯学習課及び群馬県文化財保護課と協議し、埋蔵文化財保護に遺漏が無いように留意すること。
- (4) 準備書439～445ページ掲載写真について、植樹を入れた図の作成を検討すること。
- (5) 防音壁を設置することで2.5m以上に植物が育たない限り緑が視認できない状況になるため、植樹方法を検討するなど、計画地外から視認した際に環境に配慮されていることがわかるようにすること。また、昨今の酷暑を踏まえて少しでも温度を下げられるような整備をすること。
- (6) 事業地東側のほとんどの区間に防音壁がないように、ビオトープの北側も防音壁をなくすことを検討し、周辺住民が「生きものの暮らす場所」に触れ合うことができるようにすること。
- (7) 周辺環境になじむよう、防音壁を低くする、防音壁を景観に優れたデザインにする、防音の前に植樹等をし、景観をデザインするなどの方法を検討すること。
- (8) 本事業で整備する「緑地」については、地域環境にふさわしい草木を選定し、デザインを検討すること。
- (9) 公共緑地の南側の防音壁と東武小泉線にはさまれた事業地について活用を検討すること。緑道が考えられるが、難しい場合にも緑化に努めること。
- (10) 「危険物倉庫」「廃棄物倉庫」については整備方法、工場稼働時の使用方法、管理方法を十分検討し実行すること。
- (11) 工場建設に伴い、建設予定地に隣接する群馬県立大泉高等学校での「学習環境」や生徒の健康に関する「保健衛生環境」の維持、さらには、「農業実習に関する作物(野菜・草花)」への直接的な影響がないよう、引き続き留意すること。  
特に群馬県立大泉高等学校から、以下のとおりの意見があるため、留意すること。

- ・令和6年度からの工事開始以降、本校の東側圃場（実習用の田畑）において、授業中に工事車両や重機による排気ガスの臭気が漂ってくるようになった（工事開始以前には、こうした臭気はなかった。）。
- ・生徒の健康や作物（野菜・草花）への直接的な影響は、今のところは出てはいないが気にはなっている。

## 6 環境への負荷

- （1）工場建屋の屋上緑化、壁面緑化を検討し緑化に努め、二酸化炭素排出の削減に貢献できる方法を検討すること。